

第32回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年5月14日（月）13:00～14:34

2. 場所：合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、大田弘子（議長）、林いづみ、
森下竜一

（専門委員）角川歴彦、村上文洋

（政府）河内事務次官、前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室室長、林規制改革推進室次長、西川参事官

（ヒアリング）文化庁長官官房著作権課 白鳥綱重著作物流通推進室長

文化庁長官官房著作権課 秋山卓也課長補佐

文化庁長官官房国際課 野田昭彦海賊版対策専門官

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 平塚敦之企業取引課長

経済産業省商務情報政策局 山田仁コンテンツ産業課長

中小企業庁事業環境部取引課 松山大貴課長補佐

総務省 奈良俊哉大臣官房審議官

総務省情報流通行政局 湯本博信放送政策課長

総務省情報流通行政局 豊嶋基暢情報通信作品振興課長

4. 議題：

（開会）

議題 放送を巡る規制改革

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、時間となりましたので、規制改革推進会議、第32回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、大田議長、林委員、出席でございます。

飯田委員、八代委員、所用により御欠席と伺っております。

吉田座長代理ですけれども、遅れて来られる予定でございます。

それでは、ここからの進行を原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題も「放送を巡る規制改革」です。

前回のワーキング・グループで総務省さんと議論をさせていただきましたが、特に放送コンテンツ制作に係る取引の適正化や著作権等処理、海賊版対策などについて、まだ議論が十分にできませんでしたので、今日、こういったあたりを中心に引き続き議論させていただければと思っております。

まず林委員から、取引適正化、著作権等処理についてお話をいただくことにしております。また、その後、経済産業省さんからコンテンツの海賊版対策などについてお話をいただき、質疑応答はまとめてさせていただきたいと思っております。関係省庁で、総務省さん、経済産業省さんのほか、中小企業庁さん、文部科学省さんにもオブザーバーとしてお越しをいただいております。

では、まず林委員からお願いいたします。

○林委員 こんにちは。どうぞよろしくお願ひいたします。お手元の資料1-1を御覧いただきたいと思ひます。

これまでも、この放送・通信融合関係につきましてはヒアリングが重ねられてまいりましたが、それを踏まえて大仰なタイトルですが、「コンテンツ流通の促進のために、今、なすべき2つの改革」というご提案でございます。

1枚めくっていただきまして、「20XX年には、同じ番組をリアルタイムにテレビでもPCでもスマホでも見られるようにする。AI技術やブロックチェーン技術で自動的に、コンテンツの利用報告、課金、分配を完結できるようにする。」ということ。これは海外の一部ではもう実現していることでありますが、日本での実現が一体いつなのか、そのためには今、何を改革すべきなのか、改革のスピードアップも含めて考えてみました。

2ページ目をお願いいたします。今日のお話は、2点です。まず、1点目「放送コンテンツ製作に関する契約慣行の是正」についてです。

左側の箱にありますように、放送局と外部製作者、外部製作者と実演家や著作権者などとの間の契約もありますし、また直接、放送局と著作権者や実演家が契約する場合もございます。そういった契約におきまして、書面の契約書がないとか、契約書はあるのだが、二次利用の可否や対価などの条件を取り決めていないといった契約慣行がもう何十年も前からございまして、その是正がなかなか進みません。

その現状の問題点につきましては、スライド3の参考として、これまでのヒアリングで出ました問題点や、それに対する政府の取り組みなどをまとめております。

その冒頭の公正取引委員会の実態把握においては、受発注側の認識の差異があったこと。

また、次の下請法3条の書面交付義務についての公正取引委員会による「指導」は、放送関係では年間40～97件あるというお答えでしたが、勧告はありません。また、この指導の実績については、残念ながら匿名でも公正取引委員会のウェブサイトでは発見することができませんでした。

3 ポツです。テレビ番組制作会社は、テレビ局などに比べて事業規模が小さく、特定のテレビ局などの取引に依存している傾向があるため、それ以後の取引への影響を気にしてみずから被害を申告しづらい傾向にある。

また、著作権の譲渡対価など、そういった事項が契約の中で定まっていないということが、実態調査の中でも出てきております。

私、弁護士になったのが1980年代なのですが、当時からこういう話は言われておりまして、1990年にレーガン政権時にサンフランシスコの法律事務所におりましたときに、ハリウッドを初めとするいろいろなコンテンツ業界の契約なども見ましたけれども、やはり文化の違いといいますか、日本では交渉過程においても、なるべく揉めたときのことはふわっと話にのせないでおきたいという中で契約書は非常に簡素であったり、または結ばれない。一方で、欧米におきましては、契約はいつか破綻する、終わったときにどうするというのを念頭に、非常に詳細な契約書を作成いたします。文化としては日本のような文化も大変素晴らしいのですが、国際競争の観点では非常に問題があります。

スライド3記載のその他の政府の取組についての説明は割愛して、スライド2に戻らせていただきます。「現状の問題点」の左の箱に戻りたいと思いますが、このような契約書がない、契約があるが取引条件を取り決めていないという契約慣行の是正が進まないということは、ひいては放送番組をインターネットや海外で二次利用する場合には大変な阻害要因となっております。もちろん、当事者双方において、一方では、二次利用が必要になったときに自由に使いたい。なので、最初の時点では取り決めないでおきたいという思いがあり、他方は、二次利用の許諾には対価の確保が必ず必要であり、二次利用の話をするのなら、きっちりと金額を決めたいというニーズがあります。そういった言えばもめることがわかるようなことはなるべく先送りにしたいという日本人的な心情だと思うのですが、契約慣行の是正が進んでおりません。

しかしながら、最後の矢印ですが、こういったコンテンツ流通を促進する上で重大な阻害要因となります契約慣行の是正はスピードアップして行う必要があると思います。そこで、右側の「具体的な是正策」です。もちろん、長年、もう数え切れない会議体で議論されてきたことについて、私に何か名案があるわけではございません。ただ、私なりに考えてみました。

1点目ですが、現在、実態調査における受発注側の認識の差異の検証を行うことになっていると思いますが、ぜひともその検証は権利処理上の争点の整理に結びつけて行っていただきたいと思っております。

そのように整理した争点について、2点目ですが、特別法に基づいて契約書の作成、権利処理条件を明示することを義務化していただければどうかと思います。もちろん、下請法という法律がございまして、これでカバーするという御意見もおありかと思っております。しかしながら、多重下請構造が問題となっております建設業法におきましては、第3章で請負契約について第18条から24条の7まで定めがあり、また、第3章の2では、建設工事

紛争審査会を設けて調停・仲裁を行うという定めが25条の1～26の枝番をつけて詳細に定められております。実は私も大臣認可の建設業者に関する中央工事紛争審査会の委員をしておりまして、調停や仲裁の委員として携わっておりますが、請負契約の約款の中でADR条項をビルトインしていることによりまして、かなりの件数が上がってまいります。

ちなみに、裁判につきましては日本と中国の間では、お互いの判決を相手国で執行できない、つまり、「相互保証しない」ということが、お互いの国の判決で確認され合っている状況です。したがって、幾ら日本の裁判管轄を契約書の中で定めても、中国では日本の判決は執行できません。逆もしかりです。しかしながら、仲裁については、互いにニューヨーク条約に入っておりますので、互いの国で行った仲裁の裁定を相手の国で執行することもできるというメリットもあります。

そういったADR条項なども含め、当事者であらかじめ取り決めておくべき権利処理条件、このスライドには括弧書きで、よくある典型的な争点を挙げてみました。これらは一般的に必ず出てくるような条項でございますが、それ以外にも検証の結果、出てきた争点があれば盛り込んでいただきたいと思います。そういった項目を挙げて、特別法の中で契約書作成、権利処理条件の明示を義務化してはどうかというのが2点目の御提案でございます。

3点目は、監視体制の確立です。このような契約慣行を是正するには、監視体制が必要です。監視体制がなければ、やはりこれまでどおり何十年も契約慣行は動かないと思います。その監視のために必要な機能としましては、専用の苦情申し立て窓口を設置すること、監視機関には独立性と調査権限を持たせること、また、紛争処理ADR機能を持たせることも必要だと思っております。さらに、違反については、スポンサー名を含む情報開示が有効ではないかと思っております。こういった監視体制につきましては、従来どおり、公正取引委員会や中小企業庁がお持ちの機能を強化していくということも一つだと思っておりますし、また、BPOなど、こういった機能の担い手について検討していただくことがよろしいのではないかと思います。

スライドの4ページ目、本日の2点目の御提案は「コンテンツ流通インフラ整備」の必要性についてでございます。左側の「現状の問題点」の箱について、御説明します。

これまで、我が国においても大きく3つの議論がされてきました。

1点目が権利情報の集中管理、データベース化のあり方。これには、誰の著作物かわからない、いわゆる孤児著作物の問題を含んでおります。

2点目は、包括的な権利処理のシステム。

3点目は、適正な収益分配のシステム。こういったものに関する各議論が行われてきておりますし、また、最近ではブロックチェーン技術などの活用に関する議論が政府内でも取り上げられております。この詳細につきましては、次のスライド5に「議論の現状」として掲げております。これは今日、オブザーバーで御参加の各省庁において既にされている議論、また、今後される議論と理解しております。

スライドの4に戻ります。確かにこのような議論が長年なされ、また最近、始まった議

論もあるわけですが、しかし、放送・通信融合時代のコンテンツ流通促進に向けた合目的な全体像とその実現時期の設定については、いまだ明らかになっていないのではないかと思います。

そこで、具体的な是正策としての御提案です。

まず第1点は、ブロックチェーン技術やAI技術を活用した海外実務を参考に、文科省、経産省、総務省、さまざまなところで議論するのではなく、省庁横断的に今の①～③について、三位一体でコンテンツ流通インフラの全体像を設定する必要があるのではないかと、これが1点目です。

2点目としまして、この1で申し上げた全体像をいつ実現するのか、その時期を設定し、そこまでの工程表を策定するべきではないかと思います。そして、通信・放送のさらなる融合を進めるためには、まずコンテンツの蓄積のある放送分野のコンテンツについて、先導的に進めるべきではないかと思います。御参考までに技術的なことを申し上げますと、例えばスペインにありますBMAT社などでは、オーディオフィンガープリント技術でリアルタイムの認識と監査可能なレポートの提供をして、既に60カ国以上で1,600万曲、3,000以上のテレビ、ラジオに情報、サービスを提供しているということでございます。

このオーディオフィンガープリントというのは簡単に言うとハッシュ値の照合をするという作業でございます。インターネットにおける認証、照合では、こういったハッシュ値の照合というのが基本的な技術でございます。これに基づく冒頭で申し上げたようなコンテンツ利用報告、課金、分配の完結ということが、まさに技術で解決できる時代になっております。そうなれば、現在、アナログの管理を行っている業者を前提とした著作権等管理事業法などの見直しも必然的に必要になってくるのではないかと思います。

私からは以上です。

○原座長 ありがとうございます。

では、次に、経済産業省さんから海賊版対策について、お願いいたします。

○経済産業省（山田課長） 経済産業省のコンテンツ産業課長の山田といたします。

お手元、資料1-2で「海賊版対策について」という資料を配付させていただいております。

海賊版対策につきましては、1ページ目にありますとおり、政府全体で取り組んでいます。次の別途1-3とかで配られています。特に内閣府の中に知的財産戦略推進事務局がありますので、こちらの方で政府全体の政策を進めておるところでございますけれども、簡単に申し上げれば、1ページ目にあるとおり、さまざまな対策を講じているということでございます。配信をする側の対策として、サイトの削除を要請するというのが一番最初にあるわけですが、なかなか削除されないということもあります。また、その資金源として広告が使われているということで、こういったサイトに広告が出ないようにするという配信側の対策と、あとは見る側がなるべく見ないようにする、見られないようにするというような対策という形では、これは文化庁の方でリーチサイト対策ということの検討で

あたり、内閣府全体でサイトブロッキングというものの検討をしており、さらに、その啓発活動というのは政府全体あるいは権利者が継続的にやっていくということでございます。

そういった中で、経済産業省の取組ということで、今日、御紹介をさせていただきたいのが2ページ目でございますが、一般社団法人のコンテンツ海外流通促進機構（CODA）、あるいはいろいろなさまざまな権利者を通じて、彼らの行う取組というのを支援しているということでございますが、1つには、先ほど申したとおり、インターネット上の違法動画コンテンツを削除する要請をするということです。

さまざま、いろいろなサイトが海外にもございますけれども、そういったサイトであったり、あるいは各国の関係する機関との協力関係を作る。実際にそういった侵害されている案件については、刑事告訴や行政投訴といった実際の取り組みが行われますし、各国のそういった当局と連携した押収活動というものを願いますということもやっております。また、広報啓発であったり、あるいは広告の抑制といった取組というのもCODA、権利者が一生懸命取り組んでいるということでございます。

3ページ目により詳しく書いておりますけれども、特にいろいろな日本のコンテンツが出てくるところにつきましては、海外にもいろいろなサイトがありますが、こういったところとCODAの方で覚書を結びまして、仮にそういったサイトに違法な動画が出ていれば彼らに削除を抑制するという活動をしております。こういった覚書を締結した先で、削除をお願いすればほぼ100%の削除というのを実現しているというのが現状でございます。

また、アメリカのMotion Picture Associationという非常に大きな団体でございますが、こちらとも連携しながら海外における海賊版対策の取組を行っているところでございます。

先ほども少し触れましたが、3ページ目の下にあるとおり、さまざま、これまで、もともとはいわゆるDVDを押収するみたいな活動というのが古くから行っている活動でございますけれども、最近、特に中国などはこういった取組に対して非常に協力的で、彼ら自身が取締りを行ってくれるといったようなことが起き始めているということと、あとはインターネットの海賊版を運営している方々に対するいろいろな法的措置を行うといったようなことも我々は行ってきております。

あと、もう一点、大事な活動として消費者向けの活動という意味では、こういった海賊版サイトを見るのではなくて本物のサイトを見ていただくということが必要であり、また、日本だけではなくて中国や韓国といった国とも連携をして、それぞれの国でもそういった海賊版のコンテンツが見られないように、正規のコンテンツが見られるようにすることで、日中韓の枠組みというのを持っております、こういったコンテンツ産業フォーラムを活用して、実は日本では今年の5月6日に行ったのですけれども、世界知的所有権の日に合わせて、日本、中国、韓国でそれぞれ著名なキャラクターを使いまして、日本の場合は『名探偵コナン』を使わせていただきまして、また、中国では『大暴れ孫悟空』、韓国では『ポンポンポポロ』という、それぞれの国で有名なキャラクターなのですが、こ

ういったキャラクターがそれぞれの国で海賊版サイトを見ないように、正規版を見ようという形でPR等をしていただいているということでございます。

5 ページ目に、これは最近の数字ということでお見せしてはいますが、4月13日に政府の方で会議を行いまして、海賊版サイトに関するさまざまな対策についての決定を行っているわけですが、このときに3つほどサイトを明示しておりまして、そういったサイトは非常にアクセスが多い、世界中からものすごいアクセスされているというサイトであったわけです。

4月中旬以降はそのアクセスというのは非常に減っているということで、現時点でこういった悪質な海賊版サイトに対する取組というのは徐々に功を奏しているのではないかなと思っております。

最後に6 ページ目でございますが、これは我々、経済産業省の方でコンテンツの海外展開を応援する取り組みというものを進めております。これは補正予算で、こういった海外に展開していこうという事業者を応援するという事業でございます。去年までJ-LOPという名前と呼んでおりまして、海外展開する事業者に対して2分の1でいろいろなローカライズとかプロモーションの事業を支援するという取組で行ってきておりますけれども、今度、29年度補正につきましては、より自分でできる方は自分でやっていくということと、もう一つは、日本でコンテンツビジネスがこれからも続いていくためには、実際に作り出す生み手、生み出す側のところにお金がしっかり回って、その方々が挑戦して、さらに彼らが有名になって新しい作品がどんどん売れていくという、我々、勝手にエコシステムという言葉を使っておりますが、そういったいい流れを作っていこうという趣旨で、こういった三本の柱で応援をし始めたところでございます。

特に今回の中で1つの取組としては、2つ目に書いてあります多様な資金調達手法を目指した試作品の開発ということなのですが、これは実際に日本の場合、さまざまな製作委員会方式とか、いろいろな形でコンテンツが作られたりするわけですが、クリエイターが自分たちで生み出して頑張って広げていきたいといったときに、やはり最初の資金調達のところに課題がありますので、このあたりで例えばクラウドファンディングのような形で資金を調達するといったような、外部からの資金調達を自分で努力されるような場合に、そういったところに対して特にピッチ映像みたいな、1時間、2時間の映像を作るには何億もかかりますが、数分の映像を作るのであればもう少し少ない金額で済みます。そういったところをクラウドファンディング等で集めるところに支援をして、そういった映像を見せていくことで、ある意味で試作品というようなものをいろいろな方に見ただくことで、これがまたいろいろな方々からお金を集めるきっかけになるというような多様な資金の調達の方法を目指していくことを取り組んでいきたいと思っております。

また、日本で売れて、よし、これは売れそうだからといってローカライズをする、翻訳して海外に出したところには既に海賊版が外に出回っているといったようなこともあるわけで、そういった意味では、同時に日本と海外に展開していくというような形での翻訳をし

ていくということについては支援していこうというような形で、そういった目新しさを含めた取組を進めていこうと思っております、こういった取組につきましては、いろいろなコンテンツ産業がございますけれども、ぜひとも活用していただいて、特に海外へ、我々の力を活用して日本の経済の発展につなげていくという発想でございますので、こういった取組というのをこれからも進めていきたいなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、質疑の前に、資料1-3は内閣府の知的財産戦略推進事務局からの資料です。

これは事務局から簡単に一言、お願いします。

○西川参事官 事務局の方で資料1-3①、②、③、取りまとめさせていただきましたけれども、①は知的財産推進計画2017の概要ということで、本件に関して1枚めくっていただきまして上の方でございますが、コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化、8ページの部分などについて抜粋しております。

②が知的財産推進計画2017の本文でございますけれども、コンテンツ関係部分を抜粋しております。

③でございますけれども、知的財産戦略本部の知財戦略ビジョンに関する専門調査会の中の会合で出されました論点整理についての資料を抜粋したものでございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、質問、意見。この先は林委員にも、席は離れていますけれども、委員のお立場でいつもどおりお願いいたします。あと、今日はぜひ角川専門委員にいろいろと御意見をいただきたいのですが、どこのタイミングでも結構ですので、ぜひよろしくをお願いいたします。では、どなたからでもどうぞ。

先に私から1点、林委員にですけれども、権利情報のデータベースの構築などに関して、知財本部でもそれこそ長年議論になってきたわけですが、これは何でなかなか進んでこないのか、また、どうしたらいいのかというのを改めて教えていただけますでしょうか。

○林委員 理由と解決策、どちらも難しい質問で、正解かどうかわかりませんが、1つ思いますのは、権利情報を集めるにはコストがかかるのです。ですので、コストに見合うだけのメリットがなければ協力を得ることができません。その意味で、まずデータベースをつくって、次、どうするというのではなく、先ほど申し上げた、集中管理と権利処理と収益分配を三位一体で全体像を作って議論していくことが、かえって近道なのではないかと思えます。

○原座長 ありがとうございます。

林委員から何点か、この資料で言いますと2ページの契約慣行の是正に関する提案、4ページのところでコンテンツ流通インフラについての御提案、問題提起をいただきましたが、関係省庁さんで、特に総務省さんからコメントをまずいただけますでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 御指摘いただいた点について、コメント申し上げます。

まず、2ページ目について、契約書作成・取引慣行についての実態調査における受発注の認識の差異の検証という御指摘については、まさにこの投資等ワーキング・グループでも御指示をいただき、総務省としては、これまで行ってきたガイドラインのフォローアップアンケート調査だけでなく、中小企業庁あるいは公正取引委員会と一緒に、個別に関係者にヒアリング調査を行い、深掘りをしていきたいと思っております。

2つ目のポイントとして、権利処理条件を明記したひな形の整備という御指摘をいただきました。総務省では、この契約書における権利処理条件の一般的事項につきましては、総務省のガイドラインの中にも契約見本という形で契約書の必要事項を掲載してございます。これを参照してやっていただきたいと考えておりますが、実際の契約は個別の内容になっていることが多く、結局のところ、受発注の認識の差というものがあって、必ずしも十分うまく行っていないということでございます。

こういったことを踏まえまして、最初の答えにも戻るのですが、総務省としては、これから詳細な実態調査を通じて、どの点でこの差が出てきているのかを把握し、それを踏まえて、総務省が既に作成しているガイドラインの見直しも含めて、具体的に対応していきたいと思っております。

なお、林委員より特別立法という御指摘がございました。もとより、総務省が立法する権限があるかどうかはともかくとして、公正取引委員会の御発表の中では、放送分野における勧告の事例はここ数年特にないということでございまして、放送コンテンツの取引分野に対して他分野よりも重い規律を課すべき立法事実は現時点ではないのではないかと受けとめております。

さらに、3つ目のポイントとして、監視体制の確立等の御指摘をいただきました。現在、苦情の申立あるいは紛争処理という意味では、御案内のとおり、中小企業庁に「下請駆け込み寺」が設けられているところでございまして、やはりこうした適切な処分ということまで考えますと、権限のある中小企業庁あるいは公正取引委員会で適切に対応いただくのがよいのではないかと考えております。

他方で、不適正な取引を未然に防止するという観点から、私ども総務省としてもしっかり対応していく必要があるだろうと考えており、先ほどから申し上げている実態調査をしっかり行って課題を抽出して、ガイドラインの周知徹底を行い、また、必要に応じてガイドラインを見直して、さらに周知徹底を行っていくべきだろうと考えております。

なお、紛争処理等について、林委員からBPO等民間の組織の活用という御提案がございましたが、一般に立場の弱い制作会社にとっては、今後の取引への悪影響への懸念から強い抵抗があるのではないかと考えると、民間というよりは、しっかりとした権限があって守秘義務も徹底されるであろう行政機関のところに相談に行きたいと思うのが自然ではないかと思われまますので、これらの業務は行政機関においてしかるべく対応するのが筋ではなかろうかと考えております。

4ページ目の権利処理に関する御提案についてコメントいたします。放送番組は多種多

様な著作権、著作隣接権等々の権利が集まったコンテンツであり、これら进行处理するのが結構大変だという意見があり、総務省では審議会などの場を通じて関係者にお集まりいただいて議論を行っているところはございますけれども、これらの権利をすべてシステムで処理するためには、そもそもこのシステムに参加していただくことを多様な権利者に御同意いただくのが出発点だと思いますが、非常に複雑な権利関係がございますので、それを一つ一つの種類ごとに整理していくというのは、なかなか大変ではなからうかと思われまじ、分配まで含めて御提案いただいておりますことを鑑みれば、料金負担の考え方などもあらかじめ決めておかないとシステムは稼動しないと思いますので、そういったところでもこの分野で御提案のシステムを入れるというのは現時点では相当ハードルは高いのではないかと認識しております。

私からは以上です。

○原座長 今の点で、まず1つ目の契約慣行の是正に関してですが、林委員から特別法についても検討すべきではないかという問題提起がございました。それに対して今のお答えは、公正取引委員会さんでも勧告はないので立法事実がないということだったのですが、これは、全然筋が違うのではないか。問題は、現行法体系できちんと問題が解決しているのかどうか。これは前回のワーキング・グループのときにも議論しましたように、もう過去、長年にわたって取引慣行の問題、取引の適正化が問題にされてきていながら、実態としてなかなか改善していないというお話をしていたのかと思います。その観点で、もう一回、見解を教えてほしい。

もう一つの点は、先ほど林委員もおっしゃったのですが、下請法でカバーできているのかどうかという問題があるかと思えます。下請法で確かに書面交付義務が定められていますが、放送番組などの制作に当たっては、多様な取引があるわけですね。多重な構造での下請、孫請になっている。また、必ずしも制作の委託というだけではなく、さまざまな形でのB to Bの取引がある。その中で下請法の書面交付義務だけでカバーできているのでしょうかというのがこの問題提起の御趣旨だと理解しております。その観点で、先ほどの点の見解を教えてくださいたいことと加えて、もう一つ質問は、番組制作に係る取引で、今、下請法でカバーできているのは何%ぐらいでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 特別立法に関する部分でございますが、おそらく、座長と我々との間で認識の相違はなくて、やはりこの問題が重大であり、総務省が行っているアンケート調査でもなかなか受発注の認識の差が埋まっていないということは、総務省ももちろん認識しております。そういった意味で、本投資等ワーキング・グループの御指示、御示唆も踏まえて、既に中小企業庁とも話し始めておりますが、近々、単なるアンケート調査ではなくヒアリング調査をしっかりと行うことによって、具体的な課題をさらに深掘りしようとしているタイミングであり、まずはその調査をしっかりとやらせていただきたいと考えております。その上で、特別立法が本当に必要なのかどうか、一足飛びに特別立法という手段を取るかどうかについては、我々と座長との間で認識に差があるのかもしれない。

そして、下請法でカバーできているかどうかにつきましては、釈迦に説法ではございますが、そもそも独禁法があって、その特別法として下請法があるという構図の中で、私の認識では、下請法でカバーできないところで問題があれば、独禁法に立ち返って、しかるべく対処されるというのが原則なのだろうと思います。

したがって、独禁法があって、下請法があって、その上でさらに特別な立法が要るかどうかという点につきましては、現時点では総務省としては何とも言いようがなく、独禁法及び下請法を適切に履行することを注視していくというのが我々の現時点での認識であり、取組方針であります。

○原座長 独禁法があることはもちろんわかっているのですが、先ほどの問題提起は、契約書の作成や権利処理条件の明示の義務化という観点で見たときに、それは独禁法だけではできないわけですね。少なくとも明確なルールが設定されていないわけで、それを先ほど建設業法の例も挙げられましたが、そういった形でルールを明確にする必要性があるのではないかと。もちろん、これから実態調査をきっちりされるのだと思いますが、そういったことも視野にぜひ実態調査をやるべきではないかと思っているのですが、林委員からコメントをいただけますでしょうか。

○林委員 そうおっしゃるだろうとは思っていたのですが、放送法の中でもいいのかもしれませんが、建設業法の中でそのように定めているように、放送業についての法の規律の中で、これだけ問題が明確になっている契約慣行についての規律をすることは、立法として必要ではないかなと考えています。

○総務省（奈良審議官） 放送法のたてつけを念のためコメントさせていただくと、放送法上は放送の健全な発達という意味で、無線局の免許などに関する権限が総務省には与えられておりますけれども、一般的な業務改善命令などの権限は、放送法上、総務省には与えられていないということを申し上げたいと思います。

○原座長 そうすると、この放送の分野で固有の取引の適正化について、何らかのルール設定をする必要があるとしたら、役所の中でどなたの責任になるのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 私の認識では、取引全般を改善していく権限を持っている中小企業庁ないし公正取引委員会に総務省が協力していくという形になるのではなかろうかと思えます。

○林委員 建設業の方を御参考までに申し上げますと、大臣認可の業者については、国交省にあります中央工事紛争審査会でADRいたしまして、知事認可の業者さんについては、各都道府県に置かれた紛争審査会でもって行うというように、その業の認可をしている役所がそういった取引の公正公平な運用についての行政を行っているという関係にあるのではないかと思います。この放送事業について、認可を与えているところが総務省だとすれば総務省のお仕事なのかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

○角川専門委員 余り不毛な話になってしまうといけないので、現実の現状のお話をしたほうがいいかなと思います。

実は、現実としては放送番組を作っている大手の会社の話などを聞いても、放送会社の権限というのは非常に強くて、劣悪な条件の中で受注しているという話は本当によく聞きます。例えば放送事業者は取引先のテレビドラマを作った場合でも、放送したときにはじめて制作するお金を払ってくれるのです。建築だったら、当然ながら受注契約したときに3分の1を払い、工事の途中で3分の1を払い、完工したら3分の1を払うというところで、銀行借入をしなくても回る、ある程度、建築ができるということがありますけれども、放送番組の場合には制作したときは全て制作会社が負担しなければいけない。そして、放送番組をいつ放送するかということに関しては契約書に一切書いていないのです。ですから、放送事業者が今期の番組改編期にそれを放送しますよと言って初めて初めてがついて、その放送される日を待つわけです。そういう慣行は変わっていないのです。現状でも同じだと思います。ですから、東宝、松竹、東映というような大手の映画会社がテレビ番組も制作していますけれども、そういうところはやはり財政上の預金も分厚いものがありますからそういう取引に応えられますが、零細な番組制作会社はそれが大きな資金負担になっております。

また、著作権法上、一応、制作会社に著作権があることになっていて、放送事業者は隣接権ということになっているわけですが、これが映画会社の場合には、映画会社が著作権を持っていて隣接権ではない。そういうところに映画と放送との著作権法上の違いがあります。

ですけれども、放送事業者の方が映画会社と同じような権利を欲しいというように主張したことは一回もないのです。これは、映画会社は著作権法が制定された1970年、そのときにハリウッド並みの著作権が欲しいというように主張して際立った著作権法の扱いを受けて「法人著作権」を得ているのです。映画会社が全ての実演家、脚本家、監督に、著作権法の権利を持っている著作者に収益を配分してあげるわけです。ですから、非常に明快な著作権法になっているのです。

法人著作権というのは、映画会社には大きな権利をあげ過ぎだというようなことを言いますが、紛争が起こったことがないのです。ここが結局、法人著作権を持っている映画会社がきちっと権利者にお金を払っているという証拠だと思うのです。

ところが、放送会社がスタートしたときには零細だったという1950年ごろの話でしょうか。一次利用権しかないのだから、安い制作費で済ませてあげようよということで始まったワンチャンス制度が、放送会社の上場も許されて資金的に豊かになったいまも同じ制度であることが不自然なのです。ですから、私から見ると、やはり総務省さんが文化庁に働きかけて、放送局もテレビ局も映画と同じように法人著作権を与えるというようなことにすれば、紛争は全て裁判で行われますから、別に調停機関も何も要らないわけです。

ですから、私は著作権法改定が一番重要だと思います。その著作権法改定の話が出ないままに下請法ができたのです。これは私も事情をよく知っています。ある下請制作会社が私のところに会社を売りたいというように言ってきたわけです。その下請は大手の制作会

社なのですけれども、これは先ほど申し上げたような東宝、松竹のような会社ではないものですから、零細なままに大がかりな制作能力を持っているという名前を言えばすぐわかるのですが、そこが売りたいと言ってきたのです。

当事者というか、第一次の放送をした会社に聞くと、権利はまだ我々が握っているのだから、角川さんが買っても勝手に上映はさせませんよというような返事が返ってくるわけです。これは著作権法上で全くおかしい話なのですけれども、下請業者の慣行が放送事業者にそういう発言をさせるわけです。そういう面では下請法ができて何も実態は変わらない。下請法ができてよかったのかどうかということの検証もないままに、今、こうやって総務省さんがおっしゃったような、そういう問題は当然ながら公正取引委員会が問題にすべきではないかというような話になってしまったわけです。ですから、本当に下請法の検討がされないままに特別立法についての御提案があっても、特別立法ができたところで、また下請と同じように実態だけは変わらないということになってしまうのは目に見えていると思ったほうがいいと思います。

著作権法の権利者のありかがわからないという不明の著作物というのもコンテンツ業界としては大きな問題で、それに対して経団連がそういう委員会を作ったことがあります。ところが、実態としては、権利を持っているメーカーが商品番号を出すことはいとわないのですけれども、権利の証明をすることを非常に嫌って、現実には経団連がそういう団体を作ったにもかかわらず、全く機能しないままに終わってしまったということがあります。

私は率直に言うと、放送界も当たり前のようにインターネットで配信されるようになり、日本のコンテンツが海外で本当に売れるようになっていきますから、二次利用についても放送会社が法人著作権を持って、それで今度は制作に関わりがあった権利者に対しては正当な配分をきちっとするというような形を明確にしたほうが、隣接権よりも明快になるのだと思います。そういうことを本当は進言したいです。

○原座長 ありがとうございます。

実態が変わらないとしようがないのは全くおっしゃるとおりで、ぜひ実態をちゃんと変えられるようなルールの変更や設定を検討したいと思っているのですが、今の点について、先に総務省さんの見解を伺ってよろしいですか。

○原座長 では、総務省さん、お願いします。

○総務省（奈良審議官） 著作権法はもとより文化庁が所管でございますので、私どもとしては、1つの御意見が呈されたということで、放送を所管するという立場からその御意見をまずは受けとめたいと思います。ルールを検討していくという点については、にわかにはコメントできません。申し訳ありません。

○原座長 著作権の話の前に、支払時期は番組が放送されてからになっているといった御指摘もございましたが、これは総務省さんでガイドラインの策定などに際して検討されたことはありますか。

○総務省（奈良審議官） 今日、最初の質問にお答え申し上げたとおり、私どもは契約見

本というものを作ってガイドラインに載せておりますが、その中で、対価に関して金額支払日や支払方法を適正に取り決めて明記すべきだということを記載しております。実際に実態がどうなっているかという点については、これまでの調査あるいはこれからの調査の中で考えていきたいと思っております。

○原座長 少なくとも支払時期をどう設定すべきかについてのルール設定はこれまで検討されていないと思ってよろしいですか。

○総務省（奈良審議官） 下請関係以外の取引につきましては、何カ月前とか、何カ月後とか、そういった具体的な基準はございませんが適正に取り決めて明記することということとは契約見本の中で整理しております。

○原座長 わかりました。

あとは著作権法に関して文化庁さん、何かコメントをいただけますか。

○文化庁（秋山課長補佐） 角川先生、ありがとうございます。

事実関係だけ一応御紹介したいと思います。まず著作権法上の権利としましては、著作権、著作物に関する権利と著作隣接権に関する権利、それぞれございまして、まず映画を作った人に権利が集まるという仕組みを御紹介いただきましたのは著作権に関わるものでございます。

著作権といいますと、映画についてはいろいろなものが入っておりますので、例えば小説の原作の作家さんとか、音楽が使われていれば音楽の作家さん、こういった方の著作物、著作権に関しては、映画の著作権と言っても別々に権利はあるのですけれども、しかしながら、映画にはそれ以外にも映画の制作に当たる方、監督さん、演出家、実際に撮影するカメラマン、美術家さん、さまざまいらっしゃるもので、それらについては一まとまりにしましようという考え方が著作権法にございます。それは先ほど申し上げた監督さんなどに関わる著作権については、映画製作者に権利が帰属するというように流通を円滑化するための仕組みが今の法律にございます。

角川先生がおっしゃいましたこととの関連で、実演家の権利処理、これは著作隣接権の方になりますけれども、こちらは少し違う仕組みがございまして、そちらに関しましては、映画の著作物に実演家さんが契約で撮影に参加するということ、すなわち録音・録画を了解されたときに、それをいわゆるワンチャンス主義と言いまして、それ以降の二次使用については、以後、実演家の許諾を得なくていいという仕組みがございまして。最初に実演家さんにそういうチャンスを与えておけば、以後の二次利用に許可を与えることを確認しなくても1回目のときに対価をしっかりと獲得できるようにしておく。二次的に収入が映画会社さんにあったときに、そこからボーナスをもらうということも含めて、そういう契約ができるのではないかという考えで、実演家さんとの関係では、そういう処理を円滑化するための仕組みがあるわけがございまして。

これにつきましては、実際に映画会社さん、そういうやり方をされているところが基本だと思いますが、一方で、放送につきましては、「放送のための固定」という特別なルー

ルが実演家さんとの関係では著作権法上にございまして、つまり、放送局さんの選択によって、実演家さんとの協議により、映画会社さんと同様に実演家さんにはワンチャンスという形で、その契約時の一回の機会に将来の利用に係る対価の還元についても約束をしておくというパターンと、もう一つは、特別なルールに則りまして、放送段階ではワンチャンスを適用せずに、その後の権利処理は必要な形にして残しておくという方法を選択して、その分、1回目の放送のときのコストを下げるという選択肢も提供しているというのが今の法律のたてつけになってございます。

したがいまして、角川先生の御意見、どういう方向でというのは、すみません、必ずしも完全に理解できていないかもしれませんが、仮にそういう放送局の選択肢をなくしてしまつて、全部映画会社と同じような選択肢しか提供しない方がいいのではないかとということでございましたら、そこは放送局さんの御意向とかも伺いながら検討していく必要があるのではないかと考えております。

○原座長 確認ですけれども、放送局の場合にはワンチャンスかどうかの選択肢があるということでしたが、ワンチャンスを選択しているケースはどれぐらいあるのでしょうか。

○文化庁(秋山課長補佐) すみません、そこは私のほうで把握を十分できておりません。申しわけありません。

○原座長 今、私が伺って理解した範囲で言うと、映画の場合には二次利用、三次利用、何度も利用していくのが当たり前という前提でもともと制度がつくられていて、一方で、テレビ放送の場合には、基本的にはこれまでの慣行としての1回再放送しておしまいという前提でなされていたということだったのかなと思いますが、これからのインターネットでもどんどん配信をしていくといった時代に対応する新しいルール設定については、これまで御検討されているのでしょうか。

○文化庁(秋山課長補佐) 新しいルール設定といいますのは、二次利用、三次利用以降の権利処理の円滑化という御趣旨、観点だろうと思えますけれども、その点につきましては、そもそも今、申し上げましたように、放送局さんがあらかじめ二次利用、三次利用を必要と考えられているということでしたら、そういうシンプルな権利処理ルールを選択する選択肢は既に著作権法の中に用意されておりますので、あえてそれを選ばれていないということだとしますと、そのあたりはどういう理由によるのかというのはよく吟味する必要はあるのではないかと考えます。

○原座長 ワンチャンスがどれぐらい選択されているのか、これは文化庁さんに伺うのか、総務省さんに伺うのかわからないのですけれども、いずれにしても、次回、数字を正確に教えていただいて、また引き続き議論をできればと思います。

あと今までのお話で角川さん、もう一回いただくことはございますか。では、お願いいたします。

○角川専門委員 業界的には、文化庁さんがおっしゃったように2つのうちの1つを選べるという認識は全くないですね。ですから、調査をこれからされて例外があるというなら

ば、それはそれで結構ですけれども、恐らく100%、放送会社は隣接権でとどまっていると思いますので、放送会社から特別にこれは売れることがわかっているから権利を全部くれというようなことを原作者であるKADOKAWAに提案して来たり、あるいは製作委員会に入ってほしいと来たときに、そういう話を聞いたことは1回もありません。ですから、やはりそういう認識は恐らく放送会社も持っていないというように思います。場合によっては、放送会社の方を1回ここに呼ばれて、そういう実態を話してもらったほうが早いのではないのでしょうか。

○原座長 わかりました。ありがとうございます。では、吉田委員、お願いいたします。

○吉田座長代理 少し違ったグローバルの観点から意見を述べさせていただきます。この放送と通信の融合は、やはりグローバル市場での競争力の向上ということから始まったと思いますが、通信会社に身を置いている私から見ると、史上初ぐらいの大変遷というのが今、起きていると思うのです。

林委員が書いてくださった4ページのブロックチェーンやAIの技術からいろいろなことが巻き取られ、通信と放送の融合を先導的に進めるべきであり、そのための全体像、工程表、すなわちプランが必要と述べられています。新しい今のインダストリーの動きの中で、早く全体像をつかむ、すなわち計画が立案されることは物すごく重要だと思っています。この点、海外、特に先進的な米国では新たな動きがでていますが、そのことに私は危機感を持っています。

米国では、これまでネットの中立性という原則に沿って通信業界がビジネスを展開してきました。すなわち既存の通信企業は、Over the Top (OTT) 企業を差別的な扱いをしないという原則に沿ってビジネスをするのですが、トランプ政権になってから、すぐにこの規制が撤廃されると発表されました。今後既存のAT&T、ベライゾン等が力を増してきます。また今日のニュースでもお聞きになったかと思うのですけれども、中国のチャイナ・テレコム、ZTEに対する制裁緩和発表されています。米国市場はまさに動いています。これまでもベライゾンのYahooのインターネット事業の買収などありましたが、AT&Tのタイムワーナーの買収もありますし、ソフトバンクの傘下のSprintがT-mobile合併するとの報道もあります。垣根を超えた動きがすすんでいます。でどうも、あのトランプ政権のやり方だと、恐らく通信キャリアが力をまた持ち返してくるという動きになっているのだろうと見ています。今度、ネットワーク、フィジカルなレイヤーワンネットワークをグローバルで持っているところが放送上のコンテンツを持って大きく立ち上がるようになると、これは米国だけではなく、世界的に影響を持ってきます。その点、遅れている日本はどうなるのだろう、と懸念いたします。この傾向は世界的な現象ですので、ぐすぐすしていると日本にはさまざまな形で参入してくるでしょう。仕組みや技術は連関性があるので、その点では問題がありません。では、規制をとると世界スタンダードから大きくはずれ、ICTの進歩に大きな禍根を残す。しかしいまこそ我々は日本固有の話をした方がいいかもしれません。独自の方向性が見いだされるかもしれないからです。時間があればですが。。。

さて、この4ページで、まさに言われているような全体像、それも省庁横断だけではなくて、今、グローバルでどういう動きが出ているのかということも含めて見ていかないといけないと思います。我々も海外に出て行きます。でも、海外のものは入れません。それはうけいれられません。仕組で技術の観点からみれば、この分野は世界共通と言っている。その意味でも世界で起こっている議論に仲間として入っているのか、懸念しています。

ですので、そういったグローバルの視点から、今の日本をみれば前向きに進めるしかないと思います。世界は日々刻々と状況は変わっていますので、危機感を持って見ていただきたいなと思うところです。

○原座長 では、議長、お願いいたします。

○大田議長 今回の点に関連しますが、林さんの資料の「2. コンテンツ流通インフラ整備」のところに書かれた①②③について。技術的与件が大きく変わる中で著作権をどうするかということは早急にやらなければいけない課題だと思います。林さんは「省庁横断的に」と書いてくださっているのですが、省庁横断的にやっとうまくいった試しはありませんので、どこかがきちんと責任を持って方向性を出す必要があります。これは文化庁のお仕事だと思うのですが、文化庁は技術的与件がこれだけ変わった中で、林さんが示してくださった①②③三位一体のコンテンツ流通インフラの全体像がどうあるべきかを検討なさるおつもりがあるかどうか、これが1つ目です。

もう一つ、コンテンツ制作に関して、明らかに下請法の書面交付義務の違反的行為があったと見受けられますし、優越的地位の濫用もあったと思われます。これは公正取引委員会の調査でも出ているわけですが、なぜこれまで中小企業庁からの指導がなかったのか、なぜ公正取引委員会からの勧告がなかったのか。これまでのところはどのような背景だったのでしょうか。それが分からないと林さんが書いておられる「機能強化」の検討に行かないと思いますので、お聞かせください。

○原座長 では、文化庁さんからお願いします。

○文化庁（白鳥室長） ありがとうございます。

まずコンテンツの流通に関する集中処理等の関係でございますけれども、著作権の管理にかかわりましては、著作権等管理事業法という、著作権を管理して徴収分配を行う団体に関して規律する法律がございまして、これは平成13年から施行されております。

それまでは国の規制を大変重視した法律になっておりましたが規制緩和の流れの中で、著作権者が管理をしてほしい団体を選べるように複数の団体が世の中に登場して、その管理団体同士の競争の中で著作権の使用料等の水準が決まっていくようにといったような観点も含めまして、現在の法律が制定されています。著作権等管理事業法につきましては、このように、規制緩和の要請の中で登場した法律ですので、そういう意味では、集中管理というのがこのような放送と通信といったような分野の中で大きな要請としてある場合に、他方で、全体の規制緩和の流れを踏まえると、集中管理が公正な競争といった観点から適当なのかといった課題もあると考えられます。なかなかそのせめぎ合いの中で、権利の保

護と流通というのをいかに図れるかというところで、難しい課題を抱えているのではないかと認識しております。

その上で、その状況の中ではあるのですけれども、私どもとしても著作物の円滑な流通というところは大変重要な課題だというように思っておりますし、林委員からの御説明資料の中にも5ページのところに幾つか現状についての御紹介をいただいておりますが、特に著作物の円滑な処理ということについては、権利者が不明な著作物の流通促進についての裁定制度というのがありますし、そういったものについても、より使いやすくするといった観点からの改善を進めたり、また、特にデータベースの話も今日はありましたが、前回も御紹介をさせていただいたのですが、音楽の分野におきましては、こうした著作権等の管理団体により、データベース化の取組を進めるという動きがもともとあって、それに対して文化庁としてもその後押しをする観点から、今までのデータベースになかったような、例えばインディーズ・レーベルのような著作物も取り込みながら、一括して検索をできるようなデータベース化の実証事業を行っています。

そうしたことを通じながら、あわせてご指摘にもありました権利処理ということもできる限り視野に入れながら、権利情報を集約化したプラットフォームの構築をぜひ目指したいと考えているところであります。その意味では、音楽の分野における取組としては、基本的な思いとしては同じ方向を向いているとは思ってはおりますが、なかなか先ほどのいろいろな法規制とのかかわりの中で難しい状況もありつつ、ただ、できる限り円滑化というところに向けて取組を引き続き進めていきたいと考えております。

○大田議長 ということは、林さんが提言してくださった全体像を設計するという検討に着手してくださるということですか。それとも、既に着手しておられるということですか。

○文化庁（白鳥室長） いろいろな分野や種類の著作物が、世の中に存在しております。そのような、様々な著作物をいかに円滑に処理できるかという意味では、広く網をかけて進めるというのは難しいと思っておりますので、その意味では、現実的にまずは音楽の分野にフォーカスを当てて、特にデータベースというところの取組から進めているというところでありますので、直ちに全体像を見据えてというのは現時点では困難なところではあると思っておりますが、少なくとも音楽の分野については一步一步進めていきたい、具体的な成果を出すことを目指していきたいと思っております。

○原座長 前提条件をいろいろつけられるのはわかったのですが、難しい課題がいろいろとあるということなのでしょうが、三位一体での全体像の設定について、これからインターネットでの配信もどんどん進んでいく中で、どうされるおつもりなのか。文化庁さんで責任を持ってこの全体像の設定をされるのかどうかを教えてください。

○文化庁（白鳥室長） 特に、放送分野のコンテンツの流通ということでありますので、現在も、総務省さんの方で、放送の同時配信における権利処理の在り方についても会議の場を設定していただいて、関係当事者も入って検討いただいております。著作権法上の課題がある場合に、具体的にどういう点について検討を進めるのが適切かということは総務

省さんと相談なりをしていきたいとは思いますが、少なくとも文化庁のみで具体的な方針の設定というのは、放送あるいは通信の今後のあり方といったところに直接関わる話ですので、難しいと考えております。

○大田議長 総務省さんが完全にイニシアチブをとって責任をとってまとめてくださるならいいのですが、先ほども著作権の話は文化庁だという御発言がありましたので、結局何もできないまま終わるのではないかという懸念があるのです。

○総務省（奈良審議官） 総務省では、複雑な権利が絡む放送コンテンツがいかに円滑に流通されるかという問題に対して、関係者同士の交渉に任せるだけではなかなかうまく進まない中で、総務省が一定の場を設けて、そこに関係者の皆さんに集まっていただいて、何とか関係が壊れないようにしながら議論を進めているというのが現状でございまして、そこで解決策を出していこうとしております。著作権法改正というよりは、現行体系の中で、いかに実際の成果としてネット流通が促進できるかということを検討しているということでございます。

○原座長 全体像の設定を誰がやっていただけなのか。もう一回、総務省さんと文化庁さんにお答えいただけますか。

○総務省（奈良審議官） 申し訳ありません。総務省は著作権法を所管しておりませんし、分野という意味でも、少なくとも我々は放送だけを担当しておりますので、全体像という意味ではコメントが困難でございます。

○文化庁（白鳥室長） 著作権法全体というより、あくまで円滑な流通に向けて、放送分野におけるコンテンツ流通をどうするかという方向性についての課題をお示ししていただいていると思いますので、その全体を見据えた対応は、文化庁では難しいと考えています。

○原座長 まさにこんな状態だから、ずっと長年課題になっていながら問題が解決してこなかったということがよくわかりました。必ずこれは今回の答申を出すまでに解決をしたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○大田議長 これまで何で是正、指導がなかったか。

○中小企業庁（松山課長補佐） 中小企業庁取引課でございます。

改善指導の部分についてですけれども、すみません、今、放送業界の話というのは手持ちにないですし、そういったものは業種ごとに余り公開をしているものではございません。ですので、毎年、大体1,000件ぐらい改善指導という形で各親事業者さんに対して改善指導を中小企業庁としては行っております。その中で、実際問題として措置請求と我々は申し上げますけれども、勧告につながるような案件として放送業界が出てきたということは今まで一度もないというのが実態でございます。

ですので、お時間をいただいて、どれぐらい実態としてあるのかというところは調べさせていただきたいと思います。ただ、我々も特定の業種に対して何らかターゲットをして調べていくということは余り今までも行っておりませんし、今後も下請法の執行という観点では、そのような体制はとらないとは思っております。ただ、先ほど総務省さんの方か

らも冒頭ございましたけれども、昨年从我々の下請取引条件改善という流れの中で、産業界にも自主行動計画という形で下請対策の取組についてつくっていただいて、今回、放送業の方も入っていきます。

そういった部分がある意味、我々は下請法の執行だけではなく、前も御説明させていただきましたけれども、下請Gメンという形で、実態把握という形でやらせていただきますし、そこでまさに生声を把握した上で、条件改善に向けた取組ということもこれからしていく。そういったものは、もちろん企業名が特定されることはないですけれども、一般論として問題の指摘も含めて、今、挙がっているような著作権の関連の話であるとか、契約書の書面上の問題、そういう部分がある程度ターゲットをしながら、総務省さんと連携しながら、実際の実態把握というのは、もうまさに取り組もうということで準備を始めているところがございますので、そういったものもあわせながら、かつ実際上の下請法の執行の部分について、その両面で問題というものを把握していきたいというように考えております。

○公正取引委員会事務局（平塚課長） 公正取引委員会でございます。

今、中小企業庁からお話もありましたとおりですけれども、まず制度といたしまして、勧告があるのはあくまでも実体規定違反についてのみでありまして、書面交付義務違反については罰則がついているだけということなので、こちらについては勧告という制度はそもそも存在しておりません。

○大田議長 優越的地位の濫用については。

○公正取引委員会事務局（平塚課長） 優越的地位の濫用については、まだ案件が出ておりません。いずれにいたしましても、総務省、中小企業庁とともに実態を把握しながらきちんと対処していきたいと思っております。ありがとうございます。

○原座長 では、林委員、どうぞ。

○林委員 前のヒアリングで、公正取引委員会で、放送関係で指導が年間40～97件というのがあったように思うのですが、違うのでしょうか。

○公正取引委員会事務局（平塚課長） これは下請法の件数で当時、統計を紹介したものです。

○林委員 下請法の書面交付義務関係ではないということですか。

○公正取引委員会事務局（平塚課長） 書面交付義務ではないです。

○林委員 なるほど。この40～97件の中に書面交付義務は入っていないのですか。

○公正取引委員会事務局（平塚課長） どちらも入っている可能性もあります。すみません、確認をさせていただきます。

○林委員 これまで規制改革の例えば農業の場合など、公正取引委員会でのいろいろな勧告未満の注意レベルのものも非常によく整理していただきのおかげで、その後の改革にも結びついたところもございます。そして、公正取引委員会に駆け込める事案は氷山の一角だと思います。放送についての、現在、年間40～97件の指導も、氷山の一角で典型的

なものが挙がっているのだと思いますので、それをぜひ深掘りしていただく必要があるのではないかと思います。また、中小企業庁では、全国にたしか以前のお話では80名の下請Gメンがいらっしゃるそうですが、その中で放送専門の調査員はいらっしゃるのでしょうか。

○中小企業庁（松山課長補佐） 現状、昨年始めました下請Gメンというところは80名ですけれども、今年の春から120名体制に増強いたしました。といいますのも、先ほどから申し上げますように、自主行動計画というものを自動車とか製造業を中心にまずファーストトラック的に走らせたところ、今回、放送コンテンツの方も自主行動計画を策定ということになりましたので、我々としては、そういった部分への対応ということで、今回、Gメンの数を増やしたというところでございます。

委員御指摘のとおり、放送の専門みたいな形で、これまでどちらかと申し上げますと製造業を中心に回っていた部分がありますので、製造業、自動車であるとか素形材であるとか、そういうような部分については、ある程度共通していた分野がございますので対応はできていたところはあるのですけれども、今回、放送、特に権利処理の関係とか、これまでの製造業とは違う部分でございますので、中ではどのように対応していくのか。これまでと同様の対応ではなく、ある程度の専門の人材を用意するとかということまでここでお話はできませんけれども、いずれにしても、これまでとは違う取組の方法というものを総務省さんとも含めて検討していきたいと考えているところでございます。

○原座長 今の関連で2点あるのですが、1つは、前回、放送コンテンツ適正取引推進協議会の自主行動計画について、お話をいただきました。放送コンテンツについて、今まだこれだけの問題が残っていると指摘がなされている中で、十分な内容だと評価されているのかどうか。また、ほかの業界での取組例も幾つか比較を見ておりましたが、これが他の業界とも比べたときに十分だと言えるのかどうか。これは総務省さんと中企庁さんと両方にコメントをいただければと思います。

2点目に、今日の議論の最初の方で、下請法で放送制作、番組制作にかかわるB to B取引が十分カバーできていないのではないかと議論がありましたが、これも中企庁さんにもコメントいただけることがあれば、お願いできますでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 自主行動計画については、今回、初めて策定されたものです。今回の計画では、平成30年度に何をやっていくかということが書かれておりますが、その中でポイントとなるのが、マニュアルの作成というものです。このマニュアルは、これまで総務省が作ったガイドラインではなくて、それがおそらく敷衍化されるのだと思うのですけれども、放送事業者と番組制作者の両方の共通認識として使えるマニュアル、手引書を作るということが決められております。

これが作られると1つ前進だと思っておりまして、現在、関係者間で鋭意調整中と伺っております。マニュアルを作る上で、放送事業者側と製作会社側が認識を一にしなければいけませんので、いろいろせめぎ合いはあるのですが、調整いただいております、できるだけ

早くこれを作ろうとしているところです。

次のステップとして、このマニュアルを浸透させるということがございます。マニュアルを浸透させるのもすぐにはできないと思いますので、今年度しっかり取り組んでいただいた上で、来年度以降、これをしっかりフォローアップしていただく。その結果として、現場の実態がどうなっていくかという流れであります。

○中小企業庁（松山課長補佐） 自主行動計画に対する評価ということで、私どもの方から、放送の部分について評価するという立場ではございませんけれども、正直申し上げますと、製造業などは、やはりこういった下請対策というものをこれまでしっかりとやってきているという歴史的背景がございます。例えばそれは自動車が顕著でございますし、そういう部分に比べると、まだまだこれからという部分というのは当然あるかと思っております。ただ、これは放送だけに限らず、例えば流通の問題であるとか、そういう今回、新しく取組を始めるところも同様の課題を抱えていると思っておりますので、そのあたりの部分の深掘りということは当然のことながら、今回の放送については総務省さんと我々、あと公正取引委員会さんとも一緒にやっていながらやっていくということになっていくと思っております。

あと下請取引の下請法のカバーの部分というところで申し上げますと、私もきちっとした形で下請法の条文も含めて対応できているかどうかというのを検証はできておりませんので、この場で明言はできませんけれども、大きな取組の基本的に下請法というものは、これまでの商慣行も含めて商取引全般に関わってくるような課題を共通的に出してきたものだというように御認識いただければと思っておりますし、ただ、もちろんのことながら、下請法が全て万能な法律ではございませんので、こちらの方で全て取り締まれるというものでもないという前提のものだということは、以前、御説明をさせていただいたときにもそのようなお話をさせていただいたと思っておりますが、ただ、先ほど来から申し上げているように、単に下請法の執行だけではなく、それぞれ当然時代の変化に伴って取引慣行というものも変わっていく。そういったものについては、単に下請法だけの話ではなく、先ほどから申し上げているようなヒアリングとかを通じて我々が問題把握をしてきた実態把握をした部分については、さまざまな方向、例えば自主行動計画であったり、ガイドラインの話であったり、そういったことも通じながら改善に取り組んでいくということになろうかと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

大分時間が押してきましたので、もしよろしければ、一旦、海賊版対策とグローバル展開の方に移りたいのですが、よろしゅうございますか。

では、もう一人、お願いいたします。

○森下委員 先に感想を1つお話ししたいのですが、先ほど来のお話を聞いていて、本当にいまだに司令塔ができていないのだと実感しました。原座長が言われたとおりで、こんな状態がこのまま続くというのは耐えづらいなと思うのです。角川さんと私、10年前、

知的財産戦略本部の一番最初のときにいて、そのときからこの議論はあって、全く何一つ動いていない。むしろ、周辺環境のネット整備とか進んだ分だけ状況は悪化したのではないか。そういう意味では、このまま誰が責任者かわからない状態が続くというのにはあり得ないと思いますので、関係者の方は他人事に思わずに、どこかが汗をかいてもらう、そこに協力をしてもらおうというのは当然かなと改めて思いましたので、ぜひ御協力願いたいと思います。

御質問の方なのですが、海賊版対策で、コンテンツの海外展開支援事業というのが最後に出てきましたけれども、これは非常に意味があるお話だと思うのですが、一体、どれぐらいの費用がかかって何件ぐらい支援をして、その中に、いわゆる既存の放送事業者の方あるいはベンチャー系の割合、そういうものがどうなのか。特に、海外同時展開支援というのが非常に重要だと思うのですが、ここに関してどういう試みがあるのか。今日、わからなければまた後日、資料提出でもいいのですけれども、少しお答えをいただければと思います。

○経済産業省（山田課長）　ありがとうございます。

コンテンツの海外展開支援事業でございますけれども、最後の6ページ目、三本柱ということで、29年度補正で始めております。これは今回の予算規模、30億円の規模でございます。実は、これまで過去5年間ぐらい、毎年60億円ぐらいずつかけてやってきておりましたけれども、今回の中身につきましては、これまでの5年間かけて取り組んできた取り組みで、大体新しく海外に出て行った人たちが500～600事業者あらわれて、売上が2,000億円ぐらい増えるといったような形で成果が出てきておりますが、自分でやれる人はやれるようになってきているのではないかと思いますものですから、今度はむしろ、小さい規模のクリエイターとか制作会社の方々がより使いやすくなるような、よりそういった意味での海外挑戦支援とか、先ほど言った試作品を開発するみたいな事業のほうに若干シフトしていくという形でいこうと思っております。

むしろ、例えば最後のところにつきましても、これまでは、翻訳というのはある意味でいうとすでにできたものを後から時間をかけてから訳すみたいな話を、もう同時に展開するのだという発想で、国内、国外同時に、といった取組を支援できるような形ということで、始めてみようかなという感じでスタートしたところでございます。

○森下委員　継続、このまま進むという理解でよろしいのですか。補正予算は通常1年ですね。今、5年間続いていると聞いたので、恒常的な事業のような御説明があるのですが。

○経済産業省（山田課長）　これまで補正予算で対応してまいりました。今回も補正予算で対応しているのですが、まだもちろん先のことは何も申し上げられませんが、こういった取組は今後も大事ではないかなというようには思っています。

○原座長　これまでも、よい取組についてはぜひ継続的にやっていただきたいという御要望をいただいておりますので、たまたま補正があったのでできますとか、そういうことではなく、枠組みをしっかりと考えていただければと思います。

海賊版対策について、これはこれまでのお取組もあって、また最初、御説明をいただいたようなインターネット上の海賊版対策もこれからしっかりなさっていかうとされているということかと思いましたが、さらにより強化していく方策として何か考えられるのかどうか。また、文化庁さんにお答えをいただけるのかどうか。著作権法などの執行機関同士での協力といったことが今、どの程度なされているのかを教えていただけますでしょうか。総務省さんなのか、経産省さんなのか、文化庁さんなのか、わかりませんが、いかがですか。

○経済産業省（山田課長） すみません、私、全部の話をできるわけではないのですが、経済産業省でやっております取り組みというのは、まさに1ページ目に書いてある、要するに海賊版は結局イタチごっこ的なところがあるものですから、技術も進歩しますし、いろいろな悪いことをする人はどんどん悪いことをしますので、これをやったら全部なくなりますということは恐らくないので、複合的にいろいろな対策をしなければいけないということではあると思います。

なので、経済産業省では、こういう広告の話であったり、あるいは啓蒙普及活動みたいな話、そういったところを中心にやっておりますけれども、やはり法律的な担保がしっかりないというのはいかがなものかというのは意見としてありまして、これは諸外国などでも結構こういった法律を整備した上でサイトをちゃんと悪いものというようにみなして動いていくというのは、やりやすくなっていくというのはありますので、そういったところの検討というのが今、まさに内閣府知的財産戦略推進事務局が中心となってそれを検討していくぞというところまで、この前の4月の頭に決定したところなので、そういった意味では、そういったところというのは非常に大事なところになっていくのだろうとは思っています。

○文化庁（秋山課長補佐） 制度的な部分で文科省からまずお答えしますと、経済産業省さんのページの1枚目のところにありますように、今、文化庁のほうでは海賊版のコンテンツのリンクなどをまとめて、まさに海賊版を拡散するような悪質なサイトをリーチサイトと呼びまして、こちらへの何か法的措置を講じられるようにということで検討しているわけでございます。しかしながら、これだけでは海賊版の根本の違法サイトは海外にあつたりするというような場合に、それそのものを削除することもできませんし、削除されなかったという場合に国内に入ってくるということを十分に停止することができないということから、こちらの内閣府さんの方でサイトブロッキングといった方策も含めて検討していこうということで、今、御議論いただいているものと承知しております。

○文化庁（野田専門官） それに加えて、海外における執行機関との連携についてでございますけれども、文化庁としましては、東南アジアの主要国との間で日本の著作物の真贋判定をするセミナーを当該国の執行機関と連携して、職員の方々へのトレーニングとして実施しているところでございます。

○原座長 済みません、今日もまた時間が大分なくなってきましたが、1点だけ、新CASについて、これは太田直樹元補佐官にお越しをいただいたときに問題提起があつて、

総務省さんでも真摯に受けとめていただいて御検討いただいているという状態だと思っておりますが、検討状況をぜひちゃんと改めてお伺いしたいのですが、今日、もう余り時間がなくなりそうですので、もし林委員、何かコメントいただくことがあれば。

○林委員 これはB-CASカードに暗号解除鍵を入れるというときから問題だと言われていたのですが、今度、もっと悪くなって、カードからチップに入れる。別にそんなことをしなくても送信側でかけた鍵をあける解除鍵を付与する方法はソフトウェアでも何でもあるわけです。内蔵するチップなどに入れたら、修理にときは、テレビを預けねばならず、修理に何万円かかるのか。その間、ほかの番組を見られないので、ますます消費者のテレビ離れにもなります。また、そのコストを日本のテレビメーカーに、今年中にもう4Kを始めますから、テレビメーカーはそれに対応してくださいと言ったら、B-CASカードに続いて、日本しかやっていないガラパゴスな規格をまたテレビメーカーに押しつけることになるので、ぜひとも見直していただきたいと思います。

○原座長 議長、お願いします。

○大田議長 太田直樹さんのヒアリングのときに出席できなかったのですが、この点について申し上げたいのですが、私は検討のプロセスにも非常に問題があると思っています。消費者団体から意見書が出ているように消費者にとっても関心が高いテーマであるのに、議論がオープンにされないまま検討が進んでしまっている。技術標準についてはオープンな手続を経て議論されたということを国会でも答弁されていますが、内蔵するのかなど、費用負担をどうするのかについてはオープンな形で議論がなされていない。しかも、議論している新CAS協議会というのは代表理事、事務局長、運営委員長がNHK関係者であると報じられており、そうであれば利益相反の可能性があると思います。

報道機関が利害関係者になるような議論の場合は、報道そのものがゆがめられる可能性もありますので、議論の透明性を十分に確保しなければいけないと思います。今度お答えいただくときに、議論のプロセスはどうであったのか、そこに総務省はどう関与されたのか、利益相反の疑いはないのかということについてもあわせてお答えいただければと思います。

○原座長 ありがとうございます。

お願いします。

○林委員 今、大田議長がおっしゃられたとおり、議論が不透明だという点に関連してもう一点だけ申し上げます。技術的にはCASの暗号解除鍵をカードやチップに入れることでメリットがあるのは、NHKが未契約者に対して画面の左下に受信契約を促すメッセージを表示するためだけです。メッセージ表示だって、もはや最高裁で受信料支払は国民の義務だと言われてしまったわけですから、あんな迂遠な表示をする必要もありません。そもそも未契約者と認識した受信機の画面にマスクをかけているあの表示を画面全部に広げれば見えなくなります。NHKがやれることをやらないでこういった不合理な負担をメーカーに押しつけることができってしまう現在の構造というのはいかかなものかと思っています。

同様に、国民に支払義務があるというのなら、総務省はNHKのお手盛りで契約の内容となる受信料規約を決めている現在の構造を早急に見直すべきではないかと思います。

○原座長 ありがとうございます。

角川専門委員に本当はもっとたくさん御意見をいただきましたのですが、最後に全般に何かコメントいただけることがありましたらお願いいたします。

○角川専門委員 今日とは3つ、問題点が指摘されたと思うのですけれども、1つ目の方は私も意見を申し上げました。

今回、2つ目の海賊版については、政府は非常に明確な判断、内閣決定をしていただいた、それに対して通信事業者であるNTTも対応してくれた、そういう点で今回は政治の力というのはやはり必要なのだなと思った次第です。そういう面で、1のところとも政治的な判断というのはどこかで必要なのかもしれない。小泉内閣において竹中総務大臣と小泉さんがやろうとした通信と放送の融合というのができないままに今日に至っているということを感じますので、今、政治的な判断が必要な時期に来ているのではないかというのは1つあります。

3番目の海外にコンテンツを持っていくコンテンツ立国にしていく。国策としてコンテンツを振興していこうということに関しては、経済産省さんを中心に5年とか8年の振興の策が今、効いてきているなというように思います。

出版については厳しい状況が続いているのですけれども、ゲームとアニメに関しては非常に大きな成果が出てきていると思います。アニメ産業も今、2兆円を超えてきたというのがアニメ白書で出ておりますけれども、これなどは本当に国を挙げてのコンテンツ振興の1つの成果ではないかなと思っています。もちろん、こういう会議となると問題の点ばかりに白熱した議論が出がちですけれども、そうは言いながらも前進になったところはきちっと評価をしておくべきことがこの会議で求められたのではないかと思いますので、2と3については当事者としても評価してあげたいなと思います。

○原座長 大変ありがとうございました。

ほかはよろしゅうございませうか。では、少し延びてしまってすみませんでした。大変ありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、別途、御案内をさしあげます。